

第五号書式（第三十七条関係）（平13国交令112・全改、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

仮船舶国籍証書交付申請書							
番号		種類		船質		総トン数	トン
船名							
ローマ字表記							
船籍港							
ローマ字表記							
所有者の氏名又は名称及び住所							
ローマ字表記							
機関の種類及び数				推進器の種類及び数			
造船地							
ローマ字表記							
進水年月		年月		帆船の帆装			
船舶法施行細則第17条ノ2第8号の長さメートル		船舶法施行細則第17条ノ2第9号の幅メートル		船舶法施行細則第17条ノ2第10号の深さメートル			
申請の理由							
希望する有効期間		仮船舶国籍証書の英語記載の追加				要・不要	
年 月 日 住所 申請者 氏名又は名称 管海官庁の長あて							

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 備考 1 番号は、船舶法第13条の規定に基づき申請する場合に必ず記載すること。
- 2 船舶法第13条の規定に基づき申請する場合又は船舶の総トン数の測定を受けた後に船舶法第15条若しくは第16条の規定に基づき申請する場合には、 の中の事項の記載を省略できる。ただし、これらの事項に変更のある場合における当該変更に係る事項並びに併せて英語

記載の追加を申請しようとする場合における造船地及びそのローマ字表記についてはこの限りではない。

- 3 船舶の種類欄には、「汽船」又は「帆船」を記載すること。
- 4 船質の欄には、「鋼」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」等を記載すること。
- 5 帆船の帆装の欄には、「三檣バーク」、「二檣トップスルスクーナー」、「二檣スクーナ」、「一檣スループ」等を記載すること。
- 6 機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等を記載すること。
- 7 推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「螺旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。
- 8 進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。
- 9 申請の理由の欄には、「新造」、「何国人某より買受」、「何国某社より買受」、「改造」、「修繕」等を記載すること。
- 10 併せて英語記載の追加を申請しようとする場合には、船名、船籍港、所有者の氏名又は名称及び住所並びに造船地について、それぞれローマ字による表記を該当欄に記載すること。